

令和 6 年度
札幌市 N P O 法人
年報

札幌市
市民文化局
市民自治推進室
市民自治推進課

目 次

◆特定非営利活動法人制度	1
◆NPO法人の認証数の推移と令和6年度の状況	
1 法人認証数の推移	2
2 令和6年度の認証数の状況	3
3 令和6年度のその他の届出等の状況	5
4 令和6年度の指導・監督等の状況	6
◆認定NPO法人制度	7
◆認定NPO法人の推移と令和6年度の認定状況	7

◆特定非営利活動法人制度

「NPO（Non Profit Organization）」とは、非営利で様々な社会貢献活動を行う団体の総称です。「非営利」とは、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としないという意味です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てられることになります。

このうち特定非営利活動法人（NPO法人）とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（注1）を取得した法人です。

NPO法は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における市民のボランティア活動が大きな力を発揮したことが契機となり、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的に、平成10年3月に成立しました。

NPO法で定めている基準に適合し設立される「不特定かつ多数のものの利益のために活動する団体」がNPO法人であり、事業の目的が特定非営利活動であること、特定の個人や団体の利益を目的としていないことなどの基準を満たし、所轄庁（注2）の認証を受けた後、法務局に登録をすることで成立します。

NPO法人制度は、行政の関与を極力抑制し、法人運営の自主性を尊重した制度であることから、NPO法人が自らに関する情報をできるだけ広く公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるという考え方をとっています。

したがって、NPO法人によって開示される情報は、市民による法人の緩やかな監督を行うための情報であるだけでなく、市民や企業などが寄附等の支援を判断する重要な要素となります。

（注1）法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るものを指します。

（注2）所轄庁：主たる事務所がある都道府県の知事（その事務所が一つの指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）を指します。札幌市内にのみ事務所がある場合には札幌市が所轄庁となります。

◆ N P O 法人の認証数の推移と令和 6 年度の状況

1 法人認証数の推移

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
札幌市認証数※ 1	783	857	887	914	943	939	947
参考：北海道認証数	995	1,087	1,133	1,129	1,152	1,188	1,209
参考：全国認証数※ 3	45,139	47,540	48,980	50,086	50,865	51,513	51,866
年度	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
札幌市認証数	956	945	928	918	905	889	875※ 2
参考：北海道認証数	1,214	1,203	1,233	1,239	1,231	1,219	1,227
参考：全国認証数	51,602	51,255	50,888	50,780	50,351	49,943	49,487

※ 1：札幌市が所轄庁となる以前（平成23年度以前）の札幌市認証数については、札幌市内に主たる事務所を有する N P O 法人（札幌市外に事務所を有する N P O 法人を含む）を計上しています。平成24年度以降は札幌市内のみに事務所を有する N P O 法人を計上しています。

※ 2：札幌市は全67所轄庁中14番目、20政令市の中では横浜市、大阪市、名古屋市に次ぐ4番目の多さ（令和 7 年 3 月 31 日現在）です。

※ 3：認証数は遡及して更新されるため、現在の数と異なる場合があります。

【N P O 法人になるための基準】

N P O 法人になるには、次のような基準に適合することが必要です。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としない（注 1）ものであること（利益を分配しないこと）
- ウ 社員（注 2）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

（注 1）「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対し収益を分配したり財産を還元したりすることを目的としないことをいいます。したがって、収益のある事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、特定非営利活動に充てなければなりません。

（注 2）組織には、人を中心とする組織である「社団」型の組織と、財産を中心とする「財団」型の組織があり、特定非営利活動法人は、人の組織として構成されている「社団」型の組織です。このため、法でいう「社員」とは、「社団」の構成員の意味で、総会で議決権を有する者がこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

2 令和6年度の認証数の状況

(1) 令和6年度の認証数の推移

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
設立申請		2	3	1	1	0	2	0	3	1	0	6	2	21
増	設立認証	0	0	3	1	0	1	1	1	3	1	0	7	18
	市内転入	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
減	市外転出	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
	解 散	1	2	2	4	1	2	4	0	3	9	1	2	31
合併申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併認証		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認証数増減		0	-2	1	-3	-1	-1	-3	1	-1	-8	-1	4	-14
認証数 (昨年度末889)		889	887	888	885	884	883	880	881	880	872	871	875	

※設立認証は、設立申請から概ね2～3カ月での決定となるため、時期が異なって計上されます。

【用語解説】

設立認証

NPO法人を設立するための所轄庁への手続きです。法律に定められた書類を申請書とともに所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。

市内転入

札幌市以外に事務所を設置していたNPO法人が札幌市にのみ事務所を設置することになる場合、定款の変更認証を受けることにより札幌市が所轄庁となります。

市外転出

札幌市のNPO法人が、主たる事務所を札幌市外に移転する、あるいは札幌市外に新たに事務所を設置する場合、定款の変更認証を受けることにより札幌市以外が所轄庁となります。

合併認証

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併を行うことができます。

解散

NPO法人は、NPO法に定められた事由によって解散します。一定の場合を除き、理事が清算人となり、解散について所轄庁に届け出ることとされています。

NPO法人の解散の事由には、所轄庁からの改善命令に従わない又は3年以上事業報告書等の提出がないなどの理由による認証の取り消しがあります。

(2) 区別認証数

	昨年度末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	増減
中央	269	268	268	268	268	268	268	265	265	262	262	262	263	-6
北	122	123	123	123	121	121	121	121	121	121	118	118	120	-2
東	86	86	86	88	87	86	84	85	85	85	85	85	86	0
白石	71	70	70	70	70	70	70	70	70	70	69	68	68	-3
厚別	30	30	30	30	30	30	30	30	31	32	32	32	32	2
豊平	91	92	91	89	89	89	90	89	89	89	87	87	87	-4
清田	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	-1
南	53	53	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	-1
西	98	98	98	99	99	99	99	99	99	99	99	99	98	0
手稲	32	32	32	32	32	32	32	32	32	33	32	32	33	1
合計	889	889	887	888	885	884	883	880	881	880	872	871	875	-14

(3) 活動分野別認証数

活動の種類（NPO法第2条別表の号数）	法人数
保健、医療又は福祉の増進を図る活動（1号）	566
社会教育の推進を図る活動（2号）	428
まちづくりの推進を図る活動（3号）	396
観光の振興を図る活動（4号）	44
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動（5号）	29
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（6号）	300
環境の保全を図る活動（7号）	187
災害救援活動（8号）	56
地域安全活動（9号）	76
人権の擁護又は平和の推進を図る活動（10号）	157
国際協力の活動（11号）	110
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動（12号）	62
子どもの健全育成を図る活動（13号）	385
情報化社会の発展を図る活動（14号）	98
科学技術の振興を図る活動（15号）	60
経済活動の活性化を図る活動（16号）	149
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動（17号）	245
消費者の保護を図る活動（18号）	50
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（19号）	456
前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（20号） ※札幌市では令和6年度末時点で条例において定めておりません。	0
合計	3,854

※活動分野別認証数は、1法人が複数の活動分野の認証を受けることが可能なことからNPO法人の認証数とは一致しません。

3 令和6年度のその他の届出等の状況

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
事業報告書等		71	96	271	82	37	25	92	60	24	14	23	24	819
役員変更		17	36	76	51	21	14	18	24	11	12	14	18	312
定款変更	認証申請	0	6	7	6	4	1	0	1	2	0	2	3	32
	決定	5	1	6	7	6	4	1	0	1	2	0	2	35
	届出	2	3	4	2	0	0	2	0	0	0	1	1	15
	登記完了	2	3	1	5	5	1	1	0	1	2	0	1	22
設立登記完了		2	0	1	1	2	2	1	0	2	1	0	1	13

【用語解説】

事業報告書等

NPO法人は毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類(活動計算書、貸借対照表)、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。

役員変更

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。なお、役員の氏名や住所又は居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を提出することが必要です。

定款変更

NPO法人が定款の変更を行う場合には総会の議決を経る必要がありますが、その上で、法律で定められた事項については所轄庁に申請し認証を受ける必要があります。認証が必要な事項は以下の通りです。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- ・ 社員の資格の得喪に関する事項
- ・ 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ・ 会議に関する事項
- ・ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ・ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- ・ 定款の変更に関する事項

また、上記の事項以外の定款の変更については、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要です。

登記完了

NPO法人は、設立及び定款の変更について登記を行った際には、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。定款の変更については、登記事項のうち、目的及び業務、名称及び事務所の所在地に変更があった場合が対象となります。

4 令和6年度の指導・監督等の状況

区 分		催促書 送付	督促書 送付	改善命令 報告・検査 実施件数	聴聞の実施	認証取消
改善命令		-	-	0	0	0
報告及び検査		-	-	0	-	0
事業報告書 等未提出	1年目	166	95	-	-	-
	2年連続	44	42	-	-	-
	3年連続	18	15	-	12	8
設立登記完了届未提出		0	0	0	0	0

【用語解説】

改善命令

所轄庁は、NPO法人がNPO法で定められた要件を欠いた場合、その他の法令やNPO法人自身の定款に違反した場合及び運営が著しく適性を欠くと認められた場合に、NPO法人に対し、期限を定めて改善のために必要な措置を取ることを命じることができます。

報告及び検査

所轄庁は、NPO法人が法令やNPO法人自身の定款に違反する疑いがあると認められた場合に、NPO法人に対し報告をさせる、又は所轄庁の職員がNPO法人等の施設に立ち入り検査をすることができます。

事業報告書等未提出法人への対応

札幌市では、事業報告書等の提出がないNPO法人に対して、催促書を送付しています。また、催促書を送付してもなお事業報告書等の提出がないNPO法人に対しては、督促書を送付しています。

3年連続事業報告書等の提出がなく、督促書の送付後にも提出がないNPO法人に対しては、設立認証の取消しに関する聴聞を実施し、提出しない正当な理由がない場合はNPO法に基づいて設立認証の取消しとなります。

設立登記完了届未提出団体への対応

札幌市では、設立の認証を決定してから6カ月を経過しても設立登記完了届の提出がない団体に対して、催促書を送付しています。

また、催促書を送付してもなお設立登記完了届の提出がないNPO法人に対しては、督促書を送付しています。

督促書の送付後にも設立登記完了届の提出がなく、設立の登記を行っていないことが明らかである団体に対しては、設立認証の取消しに関する聴聞を実施し、提出しない正当な理由がない場合はNPO法に基づいて設立認証の取消しとなります。

◆認定NPO法人制度

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことによりNPO法人の活動を支援するため、平成13年度に税制上設けられた制度で、一定の基準を満たすことで認定を受けることができます。平成23年度までは国税庁長官が認定を行っていましたが、法改正によって、所轄庁(都道府県及び政令指定都市)が認定を行う新たな認定制度となり、平成24年度から実施しております。

また、新たに設立されたNPO法人(設立後5年以内)のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて、所轄庁がNPO法人を特例認定する制度も設けられました。

◆認定NPO法人の推移と令和6年度の認定状況

1 認定NPO法人数の推移

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
札幌市認定 (特例認定)	-	2(2)	7(4)	9(5)	12(5)	17(3)	16(1)
国税庁認定 (札幌市内の法人)	5	6	5	5	3	1	0
参考 全国	244	409	642	855	968	1,026	1,064
年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
札幌市認定 (特例認定)	16	18	18	18	18	17	17
国税庁認定 (札幌市内の法人)	0	0	0	0	0	0	0
参考 全国	1,102	1,147	1,209	1,237	1,266	1,288	1,261

※全国の認定NPO法人数については、平成23年度までは国税庁認定数、平成24年度以降はこれに各所轄庁認定数及び特例認定数を加えたものである。

※()は特例認定。

2 令和6年度の認定状況

		前年度 繰越申請数	申請数	認定(特例認定)数		不認定数	取下げ数
				認定	特例認定		
認定	新規	0	1	0	—	1	0
	更新	2	1	3	—	0	0
特例認定		0	2	—	0	0	1